

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

No	船内騒音コード		質問	回答
1	1.3.4	ships not propelled by mechanical means 機械的手段により推進しない船舶	機械的手段により推進しない船舶とは？（電動機駆動の電気推進船はそれに該当するのか？）	「機械的手段により推進しない船舶」とは、SOLAS 条約第 I 章 3(a)(iii)により条約適用が免除される "ships not propelled by mechanical means"を言い、具体的には、はしけ等を指しております。 従いまして、電気推進船につきましては、「機械的手段により推進しない船舶」には該当しません。
2	1.4.1	Accommodation spaces: Cabins, offices (for carrying out ship's business), hospitals, mess rooms, recreation rooms (such as lounges, smoke rooms, cinemas, gymnasiums, libraries and hobbies and games rooms) and open recreation areas to be used by seafarers. 居住区域：居室，事務室，病院，食堂，娯楽室（ラウンジ，喫煙室，映写室，ジム，図書室，趣味及び娯楽用の部屋）及び娯楽用の開放区域。	居住区の定義にて船員の利用に供されるものとあるが、この場合、スエズクリュー室，パイロット室等も含まれるのか？	スエズクリュー室及びパイロット室は、通常人員がいない区域（90dB）に分類されるものと考えます。

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

3	3.1.1	<p>On completion of the construction of the ship, or as soon as practicable thereafter, measurement of noise levels in all spaces specified in chapter 4 shall take place under the operating conditions specified in sections 3.3 and 3.4 and shall be suitably recorded as required by section 4.3.</p> <p>船舶の完工時、またはその後の可能な限り早い時期に、3.3 項および 3.4 項に定める操作条件に基づいて、第 4 章に定める全ての区域の騒音レベルの測定を行うものとし、4.3 項に定める通り必要に応じて適切に記録するものとする。</p>	<p>同型船での騒音計測は、免除されるのか？</p>	<p>船内騒音コードでは、各船毎に騒音計測記録書が要求されております。従いまして、2 番船以降の同型船につきましても騒音計測を実施していただく必要がございます。</p>
4	3.2.1	<p>In order to ensure an acceptable and comparable quality of the measurement results and the reports the measuring institutes or experts shall prove their competence with view to noise measurements.</p> <p>測定結果および報告書の許容品質および同程度の品質を確保するため、測定機関または専門家は、騒音測定に関するその能力を証明するものとする。</p>	<p>騒音測定に関する能力があることを第三者機関が証明するのか？</p>	<p>現時点では、計測者の計測能力を証明する資格の設定はございませんが、今後関係機関と協議の上、定める予定です。なお、計測者については、造船所の職員として差し支えないと考えております。</p>

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

5	3.3.4	<p>Measurements in spaces containing emergency diesel engine driven generators, fire pumps or other emergency equipment that would normally be run only in emergency, or for test purposes, shall be taken with the equipment operating. Measurements are not intended for determining compliance with maximum noise level limits, but as a reference for personal protection of seafarers carrying out maintenance, repair and test activities in such spaces.</p> <p>非常用発電機、消火ポンプ及びその他非常時のみ又は試験目的で使用される機器が設置される区画については、当該機器の運転状態で計測を行う。ただし、この計測結果は当該機器のメンテナンス、修理及び試験を行う船員のための参考値であるため、騒音レベルの基準値を満足する必要はない。</p>	<p>非常用ディーゼルエンジン駆動発電機や非常用消火ポンプのある区画の騒音計測を行う場合、着岸状態にて（主機等停止状態）計測を行って良いか？</p>	<p>非常用ディーゼルエンジン駆動発電機や非常用消火ポンプの保守・整備等は、停泊時だけでなく通常航海中であっても行われることもありますことから、騒音計測はコード 3.3.1 及び 3.3.2 に規定する状態において実施していただく必要がございます。</p>
6	3.3.5	<p>Mechanical ventilation, heating and air-conditioning equipment shall be in normal operation, taking into account that the capacity shall be in accordance with the design conditions.</p> <p>機械式通風装置及び空気調和機器等は、その能力が設計条件に従っていることを考慮に入れて、通常の使用状態とする。</p>	<p>通常航海時に於いて運転するよう計画されている機械式通風装置は、騒音計測時に於いて全て起動しておく必要があるか？</p>	<p>騒音コードは、通常の航海状態における騒音を評価するものです。従いまして、通常運転状態において作動する通風装置につきましては、騒音計測時にすべて起動しておく必要がございます。</p>

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

7	3.3.6	Doors and windows should in general be closed. ドアおよび窓は通常閉める必要がある。	ディフューザー及びドアのルーバーは、閉めて計測して良いか？	ディフューザー及びドアのルーバーは、開いた状態で計測を行う必要がございます。
8	3.3.7	Spaces should be furnished with all necessary equipment. Measurements without soft furnishings may be taken but no allowance should be made for their absence. Rechecks or follow-up readings may be taken with soft furnishings included. 家具等の必要な備品は備え付けること。ただし、装飾備品（カーテン及び敷物等）については、備え付けなくても差し支えない。この場合、装飾備品を備え付けた後に、追加の計測を行っても差し支えない。	床にビニールタイル（シート）を施工する仕様の部屋に於いて、工程上の都合によりビニールタイル（シート）無しの状態で騒音計測を行っても良いか？	カーテン及び敷物等の装飾備品については施工せずに騒音計測を行ってよいとされています。ビニールタイル（シート）につきまして同様に施工せずに騒音計測を行っても差し支えないと考えます。
9	3.3.9	In case of ships with Dynamical Positioning (DP), which is intended for use in normal working condition, additional noise measurements at DP mode shall be made at control stations, duty stations, and accommodation spaces to ensure that the maximum noise level limits in these spaces are not exceeded. 通常の労働条件で使用することを目的とする自動船位保持（DP）システムを備える船の場合、制御区域、勤務場所、居住区域において最大騒音レベル上限以下であることを確保するために、こ	自動船位保持設備を有する船舶において、自動船位保持設備の作動状態の計測は、参考で無いと理解して良いか？	ご理解のとおり、自動船位保持を実施している際の騒音レベルは、参考ではなく、4.1 の規制値を満足する必要がございます。

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

		これらの区域において DP モードで追加的に騒音計測を行うこと。		
10	3.4.4	<p>Measurements shall be taken in machinery spaces with the machinery operating in the port condition if the provisions of paragraph 5.3.5 in respect of hearing protection shall be met in lieu of the provisions of paragraph 4.2.1 during maintenance, overhaul or similar port conditions.</p> <p>聴覚保護に関し、メンテナンス、オーバーホールまたは同等の港湾状態において、第4.2.1項の規定に代わり、第5.3.5項の規定に適合しなければならない場合、港湾における状態で動作する機器のある機関室において計測を行うこと。</p>	<p>ここで言う“機器”とはどこまでを含むのか？D 編 1 章に定義される補機の内、操貨補機や作業用補機も含むのか？</p>	<p>港湾において使用される発電機等を指します。なお、荷役時における計測は勧告要件のため、荷役装置を作動させる必要はありませんが、停泊時に使用される作業用補機は作動させる必要がございます。</p>
11	3.5.2	<p>The meteorological conditions such as wind and rain, as well as sea state, should be such that they do not influence the measurements. Wind force 4 and 1m wave height should not be exceeded. If this cannot be achieved, the actual conditions shall be reported.</p> <p>海象・気象については、計測に影響を及ぼさない状態で行い、出来る限り風力階級が 4、波高 1 m 以下で計測すること。</p>	<p>波高は、現実的に目測にて行っても良いか？</p>	<p>目測にて差し支えございません。</p>
			<p>騒音計測の遂行は、造船所が判断して良いか？</p>	<p>造船所殿が判断いただいて差し支えございません。</p>

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

12	3.8	<p>The sound level meter shall be calibrated with the calibrator referred to in paragraph 2.2.1 before and after measurements are taken.</p> <p>騒音計は 第2.2.1項に規定されている較正器を用いて計測の開始前及び終了後に較正を行うこと。</p>	<p>終了後に較正を行う意味は？終了後に較正が必要な状態であれば、全て計測をやり直すのか？</p>	<p>騒音計測の前後に実施する較正は、騒音計測で使用した騒音計が適切な精度で計測が行われていたことを確認するためのものです。較正の結果、騒音計の精度に疑義があった場合には、基本的に計測をやり直すこととなります。</p>
13	3.10.1	<p>If not otherwise stated, measurements shall be taken with the microphone at a height of between 1.2 m (seated person) and 1.6 m (standing person) from the deck. The distance between two measurement points should be at least 2 m, and in large spaces not containing machinery, measurements should be taken at intervals not greater than 10 m throughout the space including positions of maximum noise level. In no case shall measurements be taken closer than 0.5 m from the boundaries of a space. The microphone positions shall be as specified in paragraphs 3.10.3 and sections 3.11 to 3.14. Measurements shall be taken at positions where the personnel work, including at communication stations.</p> <p>特に規定されない限り、計測は甲板上1.2mから1.6mの高さでマイクロホンを用いて行うこと。同一の区画内で複数個所の計測を行う場合には、それぞれの計測箇所は2m以上離し、機械</p>	<p>10m 以下の区画で複数個所の計測が必要か？</p>	<p>機器が設置されていない区画については、原則として1箇所計測していただくことで差し支えございません。機関区域においては、各機器から 1m 離れ、且つその間隔が 3m を超えない位置での計測が要求されます。</p>

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

		装置が設置されていない広い区画においては、10m以内の間隔で計測を行うこと。区画の壁面から0.5m未満の箇所においては計測を行わないこと。		
14	3.12	Measurements shall be taken on both navigating bridge wings but should only be taken when the navigating bridge wing to be measured is on the lee side of the ship. 船橋ウイングは両舷において計測を行うこと。原則として、当該ウイングが風下の時に計測を行うこと。	船橋ウイングでの規則値は、4.2.2 に従って 70dB(A) となるのか？	船橋ウイングでの規則値は 70dB(A) です。
15	3.13.1	One measurement shall be taken in the middle of the space. The microphone shall be moved slowly horizontally and/or vertically over a distance of 1 m (+/-0.5 m, taking into account the measurement criteria in paragraph 3.10.1). Additional measurements should be performed at other points if appreciable differences, i.e. greater than 10 dB(A), in	騒音計測計は、人が持って計測するのか？	騒音計測計の保持方法につきましては特に制限はございません。

本質疑応答は、「船内騒音コード強制化に関するガイドライン」の付録 4・質疑応答集の抜粋です。船内騒音コードの規定の解釈については、引き続き IMO においても議論が行われる見込みであり、今後、本質疑応答集の内容と異なる解釈が採用される可能性があることに、ご注意ください。

		<p>the level of sound inside the room occur, especially near the head positions of a sitting or lying person.</p> <p>計測は、区画の中央付近において行うこと。マイクロホンは水平方向及び垂直方向に 1m ($\pm 0.5m$, 3.10.1 項の測定基準を考慮に入れる) の範囲でゆっくりと動かし、特に座っているまたは寝ている人の頭の近くで、騒音レベルが 10dB(A)以上異なる場合にあっては、追加測定を行う必要がある。</p>	<p>マイクロホンは水平方向及び垂直方向に 1m の範囲でゆっくりと動かしとあるが、3.4.1-1 の甲板上 1.2 ~ 1.6m の高さは考慮しないでも良いか？</p>	<p>甲板上 1.2m ~ 1.6m の高さの範囲にある点を基準とし、1m の範囲で動かすこととなります。</p>
16	3.13.2	<p>The number of measurement cabins shall be not less than 40 percent of total number of cabins. Cabins which are obviously affected by noise, i.e. cabins adjacent to machinery or casings, must be considered in any case.</p> <p>全居室数のうち、40%以上の居室に対し計測を行うこと。ただし、機関室又はエンジンケーシングに隣接する騒音レベルに影響のある居室にあっては計測を行うこと。</p>	<p>居室とあるが寝室と言う理解なのか？それともデイルーム？居室に併設されているユニットトイレは別部屋としてカウントするのか？トイレ/シャワー室にも規制値が適用されるのか？</p> <p>居住区廊下は計測対象外なのか？</p>	<p>寝室、デイルーム、トイレ、シャワー等が同一の区画ある場合、1つの居室として扱います。</p> <p>居住区廊下は計測の対象外です。</p>